

港北区城郷地区社会福祉協議会会則

(名称)

第1条 本会は、港北区城郷地区社会福祉協議会という。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、港北区小机町2468番地「ホッとカフェ」内に置く。

(目的)

第3条 本会は、城郷地区内居住者、並びに城郷地区内における、地域福祉事業の関係機関及び団体を会員として、相協力して地域福祉の推進を行うことにより、住みよい街づくりや地域内の安心・安全の確保に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域福祉の広報、啓発
- (2) 地域福祉に関する調査研究
- (3) 高齢者、子育て、障がい者支援事業の企画実施
- (4) 青少年の健全育成、防災・防犯活動への援助協力
- (5) 異世代・地域交流事業の企画実施
- (6) 共同募金、年末たすけあい運動及び賛助会員運動の実施、協力
- (7) 地域福祉を目的とする団体に対する支援及び助成
- (8) 関係機関との連絡調整
- (9) その他、目的を達成するために必要な事業

(評議員の選任)

第5条 本会の評議員は、次の者を以って充てる。

1. 住民組織の長又は代表者
 - ・自治会町内会 ・青少年指導員会 ・スポーツ推進委員会 ・子ども会
 - ・消防団 ・家庭防災員会 ・消費生活推進員会 ・老人クラブ
 - ・小・中学校 PTA 他
2. 地域福祉・保健に関する活動を行う団体の長及び代表者
 - ・民生委員児童委員 ・主任児童委員 ・ボランティア活動団体
 - ・保健活動推進員会 ・子育て支援団体 ・当事者団体 他
3. 社会福祉関係施設の長又は代表者
 - ・高齢者施設 ・障がい者施設 ・保育関係施設 他
4. 本会の趣旨に賛同する個人及び団体の長又は代表者
 - ・保護司 ・更生保護女性会会員 ・小・中学校長 ・商店 ・有識者 他

(役員の数)

第6条 本会に、次の役員を置く。

会長 1名、副会長 2名、会計 1名、監事 2名、理事 若干名、事務局長 1名、事務局次長 1名。

(役員を選任)

第7条 会長及び副会長は、役員会で選任する。

1. 理事は、評議員の各代表の中から若干名選出し、会長が委嘱する。
2. 監事は、理事の中から互選で決め、会長が委嘱する。
3. 会計、事務局長、事務局次長は、理事の中から互選で決め、会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第8条 本会の役員の仕事は、次の通りとする。

1. 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
3. 理事は、本会の運営にあたる。
4. 監事は、毎年1回以上、本会の会計を監査する。
5. 事務局長は、会長の命を受け会務を処理する。
6. 会計は、会計事務を処理する。
7. 監事は、他の役員を兼ねてはならない。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は2年とする。但し、再任は妨げない。

1. 補充で就任した役員の仕事は、前任者の残仕事とする。
2. 役員の仕事満了後も、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。
3. 各団体の代表者である役員が、代表の職を辞めたときは、役員を自動的に解任されて、新代表が新たに役員に就任するものとする。

(相談役)

第10条 本会に相談役を置くことができる。

(会議)

第11条 会議は、役員会及び総会とし、総会は評議員会をもってこれにあてる。

1. 会議は、会長が召集し、会長がその議長となる。
2. 総会は、構成員の2分の1以上の出席を以って成立し、出席者の過半数を以って議決し、可否同数の場合は議長が決する。
3. 総会には、委任状による会議事項の評決を認める。

(総会)

第12条 総会は、次の事項を審議する。

1. 事業報告及び決算報告
2. 事業計画及び予算
3. 規則の改廃
4. 役員の仕事
5. その他、上記事項に準ずる重要事項

(役員会)

第13条 役員会は、必要により開催し、重要事項につき審議する。

(部会及び委員会)

第14条 本会に、部会及び委員会を置くことができる。

1. 主たる会務の推進は、会長、副会長、会計、事務局長、事務局次長で構成する執行部会で取り進めることができる。
2. 機関紙「ふくしの城郷」の編集は、理事から互選された編集委員が取り進める。

(経費)

第15条 本会の経費は、補助金、助成金、寄附金、その他の収入を以ってあてる。

(会計)

第16条 本会の会計は、一般会計のほか、必要に応じ特別会計を設け処理する。会計の年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日とする。

(慶弔)

第17条 役員及び評議員に対する慶弔は次の通りとする。

1. 役員及び評議員が死亡したときは、次の香典を贈る。
 - (1) 役員 10,000円
 - (2) 評議員 5,000円
2. その他、貢献者に対しては、その都度、役員会で審議し決定する。

(委任)

第18条 この会の施行のための必要な細則は、役員の決議を経て会長が決める。

(附則)

1. この会則は、昭和51年4月 1日から施行する。
 - 昭和56年4月 1日 (一部改正)
 - 平成 3年4月 1日 (一部改正)
 - 平成14年5月25日 (一部改正)
 - 平成16年5月20日 (一部改正)
 - 平成17年4月 1日 (一部改正)
 - 平成22年4月24日 (第4条2項(6)に一部挿入)
 - 平成26年4月19日 (一部改正)